

公益財団法人鹿児島県市町村振興協会基金積立運用規程

平成24年4月1日

市町村振興協会規程第6号

(趣旨)

第1条 この規程は、公益財団法人鹿児島県市町村振興協会（以下「協会」という。）に設置する基金（以下「基金」という。）の積み立て及び運用について、必要な事項を定めるものとする。

(基金の積立)

第2条 協会は、サマージャンボ宝くじに係る収益金等をもって鹿児島県が協会へ交付する当該年度の交付金の額の百分の九十に相当する額及び市町村からの貸付償還元金を公益目的事業会計において経理し、収支予算の定めるところにより基金として積み立てるものとする。

(基金の運用)

第3条 基金の運用は、市町村に対する資金の貸付の方法によるものとする。

(貸付対象事業)

第4条 基金の貸付対象事業は、次の各号に定める事業とする。

- (1) 災害時における市町村の緊急融資事業及び災害防止対策事業等
- (2) 市町村における緊急に整備を要する施設等整備事業

(細目の委任)

第5条 この規程に定めるものを除くほか、市町村に対して基金を貸し付ける場合の貸付の条件、手続き等その細目について必要な事項は、貸付細則で定める。

(運用益の処理)

第6条 基金の運用から生ずる利益は、別に定めるところにより、収支予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(補則)

第7条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関して必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。